

## 令和 3 年度歴史的公文書選別事務（試行実施）に使用した基準

## 尼崎市の歴史的公文書選別基準（暫定版）

## 1 基本的考え方

次の各号に該当する公文書を歴史的公文書とする。

- (1) 市の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されたもの
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されたもの
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたもの
- (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されたもの

## 2 選別基準

前項に基づく具体的な選別基準は、以下のとおりとする。

- (1) 市の総合計画及び基本方針、主要な施策及び事業に関するもの  
例：計画等の策定・改廃に関する決裁文書、検討・意思決定過程の記録類、計画書、実施過程の記録、結果報告書（施策評価）等
- (2) 市議会に関するもの  
例：会議録、議案原議、請願、陳情等
- (3) 条例・規則・通達・要綱等に関するもの  
例：制定・改廃に関する決裁文書、検討・審査の文書・資料等
- (4) 市の存置分合、境界・区画変更等、市の沿革に関するもの
- (5) 市の組織・機構及び施設の管理及び変遷に関するもの
- (6) 予算・決算、監査に関するもの  
例：予算書・決算書、関連する査定記録及び説明資料類
- (7) 附属機関等各種委員会・審議会等に関するもの  
例：設置・改廃に関する決裁文書、会議録、諮問・答申等
- (8) 訴訟及び不服申立て等に関するもの
- (9) 市民等の権利及び義務に関する記録として将来にわたり保存を要するもの  
例：地域環境・市民生活等に顕著な影響を与える土地利用変更や施設設置に関する文書
- (10) 上記のほか市政の遂行、施策の実施、組織運営、調査研究・統計等に関する重要なもの
- (11) 重要な行事・事件・災害に関するもの、社会情勢を反映するもの等、歴史的公文書として保存を要するもの

以上